

会 議 録

- 1 附属機関等の会議の名称 平成27年度第2回美里町個人情報保護審査会
- 2 開催日時 平成28年2月5日（金）午後1時30分から午後2時50分まで
- 3 開催場所 本庁舎3階小会議室
- 4 会議に出席した者
 - （1）委員 鎌田明会長、吉田實委員、松田政治委員、佐藤泰夫委員
 - （2）事務局 総務課 伊勢課長、森主事
- 5 議題及び会議の公開・非公開の別
 - （1）マイナンバー制度について 公開
 - （2）美里町個人番号の利用に関する条例の改正について 公開
 - （3）特定個人情報の安全管理措置について 公開
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の人数 なし
- 8 会議資料
 - 資料1 マイナンバー制度について
 - 資料2 美里町個人番号の利用に関する条例の改正について
 - 資料3 特定個人情報の安全管理措置について
- 9 会議の概要
 - 議事の概要
 - （1）会議録署名委員及び会議録書記の選出について
会議録署名委員は、吉田委員及び佐藤委員とする。会議録書記は事務局職員とする。
 - （2）議事内容について
事務局が議事について説明を行い、質疑応答を行った。

【発言内容の記録】

伊勢課長 平成27年度第2回個人情報保護審査会を開催します。本日、古川委員は仕事の都合で欠席すると御連絡をいただいております。また、前回の6月の会議での席上では、10月から11月を目途に第2回の会議を開催すると申し上げておりましたが、それが遅れてしまいまして大変申し訳ありませんでした。それでは会長から御挨拶をいただきます。

鎌田会長 今日は寒い中苦勞様です。昨年6月に第1回の会議を開催しまして、本日は第2回の会議の開催でございます。総務課長からもありましたが、この間、条例の改正等、いろいろなことがあったようです。各委員におかれましては、マイナンバー制度について十分御承知のこととは思いますが、個人情報保護審査会として改めて勉強する必要があるかと思っております。それではお願いします。

伊勢課長 それでは、次第の3番、議題に入ります。会長が議長となって議事を進めるということになりますので、よろしく申し上げます。

鎌田会長 はい。本日の会議の議事録署名委員は、吉田委員と佐藤委員に申し上げます。それから会議録書記については事務局で申し上げます。それでは、議事の(1)マイナンバー制度について、事務局から申し上げます。

森主事 資料に基づき説明

鎌田会長 ありがとうございます。マイナンバー制度というものは二重三重のチェックが必要で手間がかかりますね。ただ、国でやると決めた以上、我々はそれを理解してこれからも運用に当たっていかなくてはならないということだと思います。それでは、議事の1番について、説明を踏まえて質問等はございますか。

吉田委員 10月2日にJ-LISにデータを送ったとありますが、何日現在のものでしょうか。というのも、広報みさとに掲載されていた10月1日現在の数字と若干数字が違うようなんですね。23世帯、28人増えています。2日ですから、1日でそれだけ増えるんでしょうか。後で教えてください。それから様式の改正についてですが、個人情報取扱事務登録簿に項目として個人番号が必要なのではないでしょうか。

森主事 登録簿の様式の改正については、前回の会議で若干触れましたが、個人情報の記録項目のところに個人番号という項目を設けまして、個人番号利用事務については、そこにチェックを入れるような改正を行いました。個人番号の項目にチェックを入れたものはあるのですが、製本したものを改めてお示したいと思っております。

鎌田会長 マイナンバー制度について、他に何かないですか。

松田委員 個人番号はすべての人にふられたわけですね。そして、それが通知されたと。それから、申請をすれば写真付きの個人番号カードがいただけると。それはどういう人が申請するのでしょうか。全部がやるわけではないですよね。これが必要なかどうか。息子の職場では番号だけ聞いて、それで済むような取扱いだと聞いています。カードを持つメリット、デメリット、それから、持たなくてはならないのか、持たなくてもいいのか。持ってしまうと管理が大変になりますから。そのあたりはどうですか。

森主事 申請については、あくまでも任意ということになります。申請しても、しなくてもいいということです。無くて困るかと言えば、無くて困ることはないということかと思えます。本人確認のところでお話ししましたが、通知カードがあれば番号が確認できるので、現段階では無くて大丈夫です。ただ、カードにはＩＣチップが入っていて、そこに様々な電子情報を格納して、様々な用途に利用できるようにしていくというのが政府の方針のようです。

松田委員 これについてはアメリカが先にやっていますよね。アメリカでは全部持たなくてはいけないのですか。身分証明でやっているのでしょうか。

森主事 アメリカでいうと、社会保障番号がこれに当たるかとは思いますが。

鎌田会長 個人的な話になりますが、医療費の還付請求の書類がきて、町民生活課に提出するわけですが、持参するものとして申請書はもちろんですが、マイナンバーの通知カード、保険証、免許証、印鑑が必要ということでした。従来であれば免許証や保険証で用事が済んだと思います。それが今回申請に際しては、これだけのものを持参しなくては行けないと。対象者に負担をかける形になっていますよね。そして、受ける方としても事務が煩雑になりますよね。マイナンバー制度はここまで徹底しなければならないものなののでしょうか。実際、役場も大変ですよね。やむを得ないのでしょうか。

森主事 おっしゃるとおりだと思います。国民の利便性の向上といいながらも、かなりの手間であることは事実です。自治体としても報道されているとおり、混乱している状況です。

鎌田会長 国で決めたことだから、そのとおりやるしかないんでしょうね。何かメリットはあるのでしょうか。

松田委員 個人ではあまりメリットはないのではないのでしょうか。鎌田会長がおっしゃるのは最初に個人番号を収集する場面だから、その番号が確かにその人のものなのか確認をする必要があるのだと思います。

鎌田会長 通知カードは、美里町長が発行したことになっているんですよね。事務も大変だと思います。チェックしなければならないから、時間もかかりますよね。

松田委員 一度マイナンバーが分かれば、今度は簡単なのでしょうか。番号だけでいきますから。

森主事 個人番号は、他の機関との連携、システム上の連携のキーとして利用されます。美里町の役場内であれば、システムでは人の名前で検索するのがほとんどで、個人番号はほとんど使わないと思います。税務署等の他の機関と情報を連携したときに人を特定できるようにするのが、マイナンバー制度のねらいだと思います。

鎌田会長 そうすると、申請しても、しなくても、例えば罰則があるようなものではないということですね。

佐藤委員 曖昧ですよね。個人番号は生存する人に対して、効力があるのですか。亡くなったが後で被害を被るということはないのですか。

森主事 亡くなった人の個人番号がどう扱われるのか、ということですか。

- 佐藤委員 生前にその人の知らないところで個人番号を悪用されて、後になって被害が明らかになるというのはあり得ないのですか。
- 森主事 例えば、勝手に名義を悪用されて、後から請求が来るとか、そういうようなことですか。
- 佐藤委員 大崎市の消費者行政担当職員に聞いたのですが、高齢者を狙った事案では、名簿が流れていくのが怖いそうです。
- 松田委員 マイナンバーに関してはあまり被害はないんじゃないですかね。マイナンバーに関係して、お金をいただければ手続きしてあげますよ、とかそういう詐欺がありますよね。マイナンバー制度がよく分からないが故に、いろんなことを吹聴されて、被害にあってしまう。マイナンバーそのものに関する被害はありますか。
- 森主事 今のところは、聞いてはいないです。
- 鎌田会長 個人番号カードの申請は、原則、本人ですか。代理人は申請できますか。赤ちゃんもあるわけですよ。赤ちゃんは自分で申請できないですから。障害者についても同じことが言えます。障害者については、申請書に添付する写真を撮りにいけない人もいます。どういうふうにしたらいいものか。原則は本人ですよ。
- 森主事 手元に資料がないので、正確にはお答えできませんが、赤ちゃんは自分で申請することができませんので、代理申請ということになるかと思います。
- 佐藤委員 小学生も無理ですよ。
- 吉田委員 マイナンバーとマイナンバーカードを分けて考えないといけないですよ。マイナンバーはすでに全部についているんですよ。番号と生身の人間をつなぐツールとしてカードがあるわけですよ。赤ちゃんは申請しなくてもマイナンバーはついていきますよね。赤ちゃんが何かの申請する際にカードを使いますかと言ったら、使わないですから。カードはいらなんでしょう。
- 佐藤委員 障害者だと手続きをしてお金が戻ってくる制度があるので。
- 吉田委員 本人が行くときにカードを見せて、私がこのナンバーの人ですよと、その時に使うわけであって、データでやり取りしている部分についてはカードはいらなんでしょうよ。心配する必要がないんじゃないかと私は思うのですが、どうでしょうか。
- 森主事 先ほどから話題になっているとおり、カード無くても手続きできないわけではないです。通知カードがあれば番号の確認ができますし、それを持ってこなかった場合は、役場の住基システムでチェックして記入することができます。赤ちゃんや子供が積極的にマイナンバーカードを発行する意味はあまりないと思います。
- 吉田委員 本人が何かのデータにアクセスしたいときに、簡便な方法としてカードが使えるわけですよ。本人が望んでいないときには、カードはいらなんでしょうか。
- 松田委員 役場にはカードの控えはないんですよ。本部に問い合わせれば分かるということですよ。

鎌田会長 いや、ありますよね。

松田委員 文書としてはないのですよね。この人は何番だとか。

森主事 その情報は把握しています。

松田委員 赤ちゃんや障害者に係る手続については、本人ができないから、今まで通り親がやりますよね。その時に、申請書類にマイナンバーを書く欄があるわけでしょう。それを求められるときに通知するのですよね。そうでないと手続できないでしょう。

吉田委員 出生届を出して、戸籍にのれば、もう番号はふられるんです。本人が知っているのが、いまいが、システム上は番号があるわけです。それを何かの形で取り出すというだけの話ですよね。

松田委員 その後いろいろな手続があるでしょう。例えば予防接種とか、検診とか役場で手続するものがありますよね。その時に子供はマイナンバーは分からないから、親が手続をするわけですが、申請書にナンバーを書く欄があるから、親が子供ナンバーを書くわけですよね。そういうことですよ。

吉田委員 事務処理としてそれだけ増えるのですか。役場内のシステムで自動的に繋いでくれるんじゃないですか。

森主事 システム上はそうなっているんですが、松田委員がおっしゃるとおりで、例えば保育所の申込書には個人番号の記載欄があります。子供と親の分です。親が子供の番号も記載して役場に申請書を出していただくんですが、受付をする際に通知カードで番号を確認します。では、何のために個人番号を書くかということですが、現段階ではあまり意味がありません。意味が出てくるのは、所得の把握の場面です。保育料は親の所得額で決定されるわけですが、町内の方であれば税務課で確認ができますが、親が前年度大崎市に住んでいた場合は、大崎市に確認する必要があります。その時にこの番号を使って照会ができるわけです。その市町村間の連携、情報提供ネットワークが構築されるのは平成29年の7月です。現段階では外との繋がりがないので、ほとんど意味がないということになります。

松田委員 準備段階ですね。

森主事 はい。法律上は、100項目の事務については個人番号を使えると規定されており、これを使わなければならないと捉えます。ですから、申請書には個人番号を記載していただきますし、システム上も個人番号のデータを保有しているという状況です。

鎌田会長 役場で手続をする際は、提出された個人番号を保有しているデータと照合して確認するわけですよね。そうしないと受け付けられませんよね。受け取った方はこの番号が本当に本人のものかどうか、確認しないとイケませんよね。

松田委員 それをするために免許証や通知カードが必要なんですよね。本当にこの人が嘘言っていないかどうかね。最初は手続が必要なんでしょうね。一応今までと同じように紙で申請しますけども、いろんなことにナンバーが付け加えられるということですよ。

鎌田会長 そうなると、やはり個人番号カードを出してくださいということになると、顔写真の付いた個人番号カードを出してくださいと。今後、通知カードだけでは駄目になるかもしれません。国が本腰を入れてやろうとしているわけですから。個人番号カードを申請して取得しなくてはならないだろうと。非常に事務も煩雑だし、申請者も大変ですよ。しかし、国で決めたことですから、やらざるを得ないわけです。

佐藤委員 死亡届を出すと、カードの効力は自動的になくなるわけですか。生きている人だけの番号ですよ。

鎌田会長 個人情報保護法上は、生存している人の個人情報保護の対象だかと思えます。死者に対しての保護はうたっていないはずですよ。

松田委員 亡くなった人の個人番号はずっと残るのですか。

吉田委員 例えば、預金の口座なんかは、把握するために番号と繋いでおくでしょ。人が亡くなっても口座がある限り残りますよね。

佐藤委員 身寄りがないお年寄りは、危ないことをやられちゃうんですよ。

松田委員 そういう部分を利用して口座番号を聞かれたりしてね。厳しく管理しているので番号そのものでの被害はないと思いますが、それを利用したやり方でやられる可能性はありますね。

鎌田会長 この制度については、実務面と法律面で分からないことがまだまだ出てきそうな感じですが、審査会としては法律と条例に則って審査をしていくということが基本ですから、議事の1番目についてここまでとしたいと思えます。次に2番目の美里町個人番号の利用に関する条例の改正について、これは昨年9月、12月の議会で承認された条例ということですが、説明をお願いします。

森主事 資料に基づき説明

鎌田会長 議会で可決された条例ですから、審査会としては条例に従って審査をしていくということになるかと思えます。何かございますか。

松田委員 医療の面で、健康診断のお話がありましたが、それで情報が全部見れるのですか。

森主事 健康管理システムというのがございまして、そこに健康診断の受診状況の履歴が記録されています。

松田委員 そのシステムには健康のことがいろいろ記録されていますよね。いろんな欄があるのですか。

森主事 受診結果まではシステムには入っていないかと思えます。たとえば、どこが悪いとかそういう細かいところについては、紙の文書でしかないと思えます。

松田委員 例えば税の情報はどうですか。

森主事 税に関しては別のシステムになっています。

松田委員 個人番号で検索しても健康に関するものだけが出てくるのですか。全体が出てくるわけではないのですか。

伊勢課長 健康システムであれば、健康に関する情報だけが入っています。

松田委員 健康の部分を見たければ、健康のシステムで検索すると。

- 伊勢課長 それから、使う人ごとに権限を限定しています。例えば、健康推進の係の者が自分のIDパスワードで税の情報を見ることはできません。
- 松田委員 システムはどれくらい分かれていますか。
- 森主事 資料1の事務の一覧表にシステム名を記載してあります。資料の3ページ目からの表です。税のシステムの場合は、住民税、軽自動車税、固定資産税等に分かれています。
- 松田委員 ずいぶんあるんですね。この中に政府のいう100項目が入っているということですか。
- 森主事 法律に規定されている100項目というのは、この表の1番左の欄に書いている事務のことです。例えば、1番上には地方税の賦課徴収に関する事務というのがありますが、このような事務が法律で100個定められております。100個のうち、美里町で実施するのは23の事務ということですよ。
- 鎌田会長 よろしいでしょうか。それでは議題の2番目については以上といたします。議題の3番目、特定個人情報の安全管理措置について御説明願います。
- 森主事 資料に基づき説明
- 鎌田会長 ありがとうございます。一応説明いただいたわけですが、各条文については、各委員において詳細に読んでいただいて、御質問等があれば後日担当の方にお尋ねをするということにしたいと思っております。よく読まないといけないですからね。少し時間をかけて読ませていただきたいと思います。よろしいでしょうか。
- 各委員 はい。
- 鎌田会長 次第にある3点の議事が終了しました。以上で本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。

上記会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成28年3月3日

委 員 _____

委 員 _____